令和3年第1回定例会 経済建設常任委員会審査記録(第2日目)

- 1 日 時 令和3年3月12日(金) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第27号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について

議第31号 令和2年度村上市下水道事業会計補正予算(第3号)

議第12号 令和3年度村上市上水道事業会計予算

議第13号 令和3年度村上市簡易水道事業会計予算

議第14号 令和3年度村上市下水道事業会計予算

4 出席委員(7名)

1番 姫 路 敏 君 2番 山田 勉 君 大 滝 国 吉 君 4番 菅 井 晋 一 君 3番 5番 尾 形 修 平 君 6番 川村敏晴 君 川崎健二君 7番

5 欠席委員

なし

6 傍聴議員(7名)

 上 村 正 朗 君
 富 樫 雅 男 君
 髙 田 晃 君

 小 杉 武 仁 君
 稲 葉 久美子 君
 鈴 木 いせ子 君

 木 村 貞 雄 君

7 地方自治法第105条による出席者

議長三田敏秋君

8 オブザーバーとして出席した者

なし

9 説明のため出席した者

市 副 長 建 課 長 設 同課整備室長 同課管理室長 同課管理室係長 同課日沿道対策室長 都市計画課長 同課建築住宅室長 同課都市政策室長 上下水道課長 同課上下水道課参事 同課経営企画室副参事 同課経営企画室副参事 同課業務室長 同課工事管理室長 同課工事管理室副参事 同課工事管理室副参事 荒川支所産業建設課長

忠 聡 君 善 久 君 伊与部 須 貝 民 雄 君 風間貴志君 木 清 美 君 鈴 髙 橋 和憲君 大 西 敏 君 淺 野 宏 君 小 野 道康君 知 行 君 Щ 田 今 井 雅 仁 君 奈 美 君 林 淳 君 長谷部 敏 之 君 東 小 田 康隆君 渡辺貴志君 菅 原和英君 渡邉 修君 神林支所産業建設課長瀬 賀豪 君朝日支所産業建設課長加 藤泰 君山北支所産業建設課長小 田 和 弘 君

10 議会事務局職員

局長 小林政一書 記 中山 航

(午前10時00分)

委員長 (川崎健二君) 開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、陳情第1号について陳情者の意見を聞くこととしたので、最初に協議会を開催してこれを審査し、委員会再開後、審査日程のとおり付託議案の審査をすることに異議なく、また、議会申合せにより陳情者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長 (川崎健二君) 暫時休憩を宣する。

(午前10時02分)

委員長 (川崎健二君) 再開を宣する。

(午前10時40分)

日程第3 議第27号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題と し、担当課長(建設課長 伊与部善久君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

建設 課長 おはようございます。建設課だ。それでは、議第27号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてのご説明をさせていただく。本案は、令和2年4月1日の道路法施行令第19条に定める占用料の単価の改定に伴って、新潟県の道路占用料単価が令和3年4月1日より改正となることから、新潟県に準拠している本条例の道路占用単価についても、県の条例に合わせた単価に改正をお願いするものである。なお、改正の単価については新旧対照表の107Pから116Pに記載させていただいているので、御覧をいただきたいと思う。簡単だが、説明については以上である。

(質 疑)

姫路 敏 その占用の代金、今どれぐらい入ってきているか。

川崎委員長 もう一回。

姫路 敏 占用の料金かかっているわけだ、今かけているわけだ。そこから上がってくる金額 は全部で何ぼだね。そして、あわせてこの改正をされることによって幾ら増える。

増えているよね。それ聞きたい。

建設 課長 占用料については継続のものと、それから新規、それから場合によっては一時占用 ということで工事とかの占用料もあるので、一概にはちょっと言えないのだが、令

和3年度の継続分で旧の単価で言うと約1,570万円である、入ってくるのが。

川崎委員長もう一回。

(「聞こえない」と呼ぶ者あり)

建設 課長 令和3年度、いわゆる来年度に・・・

(「金額が幾ら」と呼ぶ者あり)

建設 課長 金額1,570万円、それが改正後になると1,830万円、約260万円ほどの増額が見込まれている。

姫路 敏 もっと高くすればいい。これ私億の金が入るのかなと思ってちょっと期待外れたのだけれども、それにしても1,570万円の現状が260万円も増すということになれば、我々にとってみれば、我々というのは村上市にとってみれば、困っている人たちに配分もできる、これで。いっぱい納付金入ってくるから。もっと高くすればいいという、じゃそこの人たち困るぐらいなのかなと思うと、そんなに困るぐらいのものでもないし、県がやったからやるのではなくて、今後村上市独自でももう少しこういうところで少しもらうというのも一つの手法なので、これいろんな部分であるのだ。相手がNTT、あるいは東北電力、この辺の比重が大きいと思うけれども、どんなものか。

建設 課長 おっしゃるとおりで、大口はNTT、それから東北電力、それからガスと、そういったものが大口になる。ただ、おっしゃるとおり上げれば上げた分だけ収入入ってくるけれども、これ道路法で占用料を定めていて、それに従って新潟県も道路法の改正に合わせて行っているということなので、うちもそれに倣った形で新潟県と格差があるとなぜというちょっと話にもなるところもあるので、合わせた形でやらせてもらっているのが現状である。

姫路 敏 この際相手が私もNTTだったり東北電力、東北電力なんか分からないうちに何と か料金なんていっぱい電気料に加わっているよね、知らないうちに。そういうとこ ろがもし相手であれば、市民が相手だったらこういうわけにいかないけれども、そ の辺もしっかりと今後の考え方として、村上市独自の考え方もそこに入れてもいい のかなと思うので、検討をお願いして終わる。

菅井 晋一 県に準じてということなのだけれども、何%上がったというのはそれぞれ違うみたいなのだけれども、県が例えば10%上げれば、市もそれぞれ10%上げると、そういう積算になっているか。

建設 課長 新旧対照表等見ていただければ分かると思うけれども、それぞれ単価が決まっていて、その単価ずばりそのまま県と同様の単価で行っている。

管井 晋一 では、県と同じ単価を使っていると、そういうことか。では、一応国のそういう方 針を見れば、消費税率が上がったと。あとは地価の、それを考慮した値上げなのだ と国土交通省ではそういう形になっているのだけれども、きっと国のものと例えば 市は、市の例えば地価の上がり幅とか違うわけだと思うけれども、そういうことは 村上市として加味するということはないのか。

建設 課長 厳密な話をすればそういった議論になるのかなと思うが、私どもの中でも県が例えば同じ村上地域でも同様の単価を使うということで、その辺のことも踏まえた中で県と同じにしているということであって、新潟県内全部細かく県でも分けているわけでもないということであるので、共通した単価を使わせていただいているということである。

管井 晋一 よく分かった。これは道路の占用料に限らないのだけれども、結局消費税10%とい うのが明らかに世の中そういうふうになっているので、村上市の使用料とかもやっ ぱり道路占用料ばかりではなくて、もう一回見直しが必要なのではないかなという ふうには思う。これは別に答弁要らないけれども、以上だ。

川崎委員長 ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第27号につい ては、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第31号 令和2年度村上市下水道事業会計補正予算(第3号)を議題とし、担当課 長(上下水道課長 山田知行君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 皆さん、おはようございます。それでは、議第31号 令和2年度村上市下水道事業 会計補正予算(第3号)についてご説明を申し上げる。1 Pを御覧ください。第2条 は、収益的収入及び支出の補正で、収入において第1款下水道事業収益、第2項営 業外収益に783万2,000円を追加し、収益的収入の予算を43億5,318万4,000円とし、 支出においては、第1款下水道事業費用、第1項営業費用に892万8,000円を追加し、 収益的収入の予算を43億344万5,000円とするものである。第3条は、資本的収入及 び支出の補正で、2Pを御覧ください。収入において第1款資本的収入、第1項企 業債に1億2,430万円を追加し、第2項補助金に1億3,365万円を追加し、資本的収 入予算を38億2,695万3,000円とするものだ。また、資本的支出において第1款資本 的支出、第1項建設改良費に2億5,800万円を追加し、資本的支出予算を52億1,241万 5,000円とするものである。また、1 Pにお戻りいただき、下段を御覧ください。資 本的収入額が資本的支出額に対する不足する額13億8,541万2,000円は、当年度分消 費税等資本的収支調整額6,979万3,000円、当年度分損益勘定留保資金12億2,875万 5,000円、引継金8,691万4,000円で補填いたす。補正の主な内容については、3P、 4 Pの収益的収入及び支出の収入において1款2項3目長期前受金戻入を783万 2,000円追加するものである。次に、5 Pから6 Pを御覧ください。収益的収入及び 支出の支出において、1款1項6目減価償却費42万8,000円を、1款1項8目資産減 耗費に固定資産除却費として85万円をそれぞれ追加するものである。次のページ、 7 Pから8 Pを御覧ください。資本的収入及び支出の収入において、国の補正予算 第3号に伴う事業費の増高分における財源といたして1款1項1目企業債は1億 2,430万円を、1款2項1目国庫補助金1億3,365万円をそれぞれ追加するものだ。 続いて、9 Pから10 Pを御覧ください。支出において1款1項1目建設事業費で収 入と同様に国の補正予算第3号に伴う下水道事業予算を活用し、事業を促進するた め、令和3年度事業を一部前倒しして村上浄化センターの電気設備改築更新工事委 託料として2億5,800万円を追加いたした。以上、下水道事業会計補正予算の概要と なる。よろしくご審議をお願いいたす。

今6Pの固定資産除却費85万円と言ってあるので、850万円に改めたほうがいい。 三田 議長 上下水道課長 850万円だ。すみません、失礼いたした。

川崎委員長 850万円だね。

上下水道課長 850万円だ。失礼いたした。

(質 疑)

これ前ちょっと話ししたのだけれども、セグメントという取扱いなのだけれども、 姫路 敏

これはもう何ぼ言ってもセグメントでいくのだという考え方しているのか。12 P、 セグメント情報で農業集落排水事業と公共下水道事業というのを一つにして下水道 として見ているのだよということは十分分かる。ただ、連結の決算なのだ、これは はっきり言って。セグメントではないのよ。前にもちょっと説明したけれども、セ グメントというのは、例えばそこのものをして、そこの水道の例えば60歳高齢者の 世帯のほうがいっぱい使うとか、例えばそういう顧客のニーズに合ったのの分類を していって、それを企業情報で入れていく、それを分けながらそこに戦略を立てる ためのものなのだわ。これはどちらかいうと、そういう横文字大好きなみたいなの だけれども、横文字でなくても、これは連結決算という言葉でいいと思うのだ。こ れセグメント、セグメントと同じものの分類の違うものを足すとセグメントになる かというと、そうではないのだ。ずっとそういう言葉が定着してきてやっているの だかもしれない。でも、これは最初の頃はこういうことをしていないので、ある程 度までいってからひっつけたので、そのときにそういう言葉が出てきて、課長にし てみても、いや、そんな俺が決めたのではないという話になるのかもしれないけれ ども、ちょっと課内で相談してみていただきたいなとは思うけれども、いかがなも のか。

上下水道課長 一応今の集配と公共の公営企業に統合してなったの今年の予算からということにな っているので、ちょっとその辺も含めて研究させていただきたいと思うので、よろ しくお願いする。

姫路 敏 13Pのいわゆる公共下水道事業と農業集落排水事業の営業の収益に対して営業の損 失という部分がある。これやっぱり公共下水道のほうが損失が大きいわけだ、これ。 だから、そういう分類をしたときに農業集落排水というのが22%なのだ、これちょ っと割り算すると。恐らく農業排水事業というのは水洗化率が高いと思うのだ。も うほとんど終わっているというのが現状かなと思っているのだ。だから、結局現れ ているのは公共下水道のほうは恐らく村上地区が残っているということなのだろう けれども、これからまたつなぎ込みというのが出てくるとは思うのだ。だから、こ れはいわゆる予算のところで話しすればいいのだろうけれども、せっかく出ている のであれだけれども、そうやって考えてみると水洗化率をいかに進めていって、こ れは全部つなげても相当な投資の部分がクリアできるかと、これクリアできないと 思うのだ、これは決して。しかしながら、損を縮めていくことはできるので、水洗 化率の推進によって。だから、その辺のところの考え方を上手に盛り込んでいかな いとだけれども、どういうアプローチをしていくか、市民に対して。その辺どうな のか。

上下水道課長

今委員ご指摘のとおり集配については水洗化率がただいま86%という形になってい るし、公共については事業途中というのもあるけれども、来年でほとんど概成する という形になるので、今のところの公共については特環入れて73.2%と、毎年当然 水洗化の普及活動というのをやらせていただいて、このたびはちょっとコロナ禍で 直接お会いするというのがなかなかできない状況の中で、行ったところもあるのだ けれども、お手紙で全部今回はやらせていただいて、昨年に比べても、公共につい てはコロナ禍ではあるけれども、1.5%上昇しているし、集配についても1.3%の水 洗化を上げることが今のところできている。当然これご負担は水洗化で料金を支払 っていただいている方と、それからまだつながないで料金を払っていただかない方 という形で差が出てきているというのは当然十分分かっているし、その辺のところ

はいかに水洗化率を上げるということが一番の課題だというふうに認識しているので、これからもそういうふうな形で進めていきたいと思うので、よろしくお願いする。

姫路 敏 そのときに大事なことは、一般会計から何ぼかずつ入っている繰入れというのだか、 それが入っているということになると、まさにこれはつなげることによって繰り入れる金額、一般会計としたら繰り出す金額が縮まるということなのだ。これは水洗、 かけている人、そこに携わっている人だけの問題ではなくて、全市民的な問題なので、つなげていない人だけにアプローチするよりも逆に市民全体に、そうすることによって繰出金が少し小さくなると、その分だけ豊かになるわけではないけれども、 少しいいよというような、こういったようなアプローチの仕方というのも大事な手 法なのかなと思う。ただ、つなぎ込みしていないところは悪のように考えてしまうと、これまた違うのかなとは思うけれども、一応アプローチの仕方はそういうことで、そこだけではなくて、全体的に分かるように表示してあげると、親戚とかその 辺の部分も出るのかなと思うけれども、いかがか、それ。

上下水道課長 普及活動していく中には当然下水道のメリットをお話ししながら普及活動をしている。例えば浄化槽であれば、多少夏場になれば臭うとか、あと浄化槽の管理費用と接続したときの費用の比較とか、あと今だとリフォーム補助金で下水道もつなげるとかというようなメリットもお話ししながら進めてはいるのだけれども、あと一番ネックになっているというのが、接続が進まないネックになっているのが独り世帯の老人が増えてきているというのが一番の原因となっているので、その辺のところもちょっとアプローチの仕方も考えながら進めていきたいと思っている。

尾形 修平 9 P、10 Pの建設改良費なのだけれども、先ほど課長の説明でこれ令和3年度のやつを今の補正で前倒しということで、中身に関しては電気工事分だよということなのだけれども、この処分場に関して、再処理場に関しては令和3年度中に改良工事というのは終わるのか。

上下水道課長 この計画というのは、平成30年度から7か年の計画でやっているという形になっている。今ご指摘の令和3年度の分を令和2年度に、来年についてはシーリングがどれぐらいになるかちょっと分からないのもあって、手を挙げさせてもらって前倒しているということなので、事業としては令和6年まで続く7か年の事業となっている。

尾形 修平 この処理場に関しては、今課長から聞いて、7年計画だということなのだけれども、 毎年かなりの予算というか使っていて、実際我々一般市民からすると、何やってい るのだかなというのがなかなか見えてこないのだけれども、その辺課長のほうから ちょっと説明してもらえるか。

上下水道課長 今の村上浄化センターの改築更新については、建築工事の中で一番大きなものとしては耐震改修というのがまず一番大きい比重を占めている。あと、ここに村上系と 普瀬波系というふうな形で処理区域が分かれていたのだけれども、これを1つに集 約して、村上系に集約するということによって電気料等もこれで節減できるということで、そのまず集約の工事も含まれている。それが大きな主な、あとそれに伴う 電気設備工事、これが大きなものになっている。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第31号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第12号 令和3年度村上市上水道事業会計予算を議題とし、担当課長(上下水道課 長 山田知行君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、引き続き議第12号 令和3年度村上市上水道事業会計予算について概要 を説明いたす。今年度は上下水道課になったことにより一般会計を含む4会計予算 の説明となるため、各予算項目の目の金額を読み上げ、備考欄は主な内容の説明と し、金額の読み上げは省略させていただくので、よろしくお願いいたす。予算書350P から352 Pは、地方公営企業法施行令第17条の規定により、第1条総則から第10条た な卸資産購入限度額を記載しているが、350P、第2条にあるとおり企業活動の基本 目的となる業務予定量として、令和3年度は給水戸数2万912戸、年間総給水量580万 9,823立方メートル、1日平均給水量1万5,917立方メートルとなっている。なお、 351P、第4条のとおり資本的収支において資本的収入額が資本的支出額に対して不 足する額5億7,705万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額3,540万4,000円、当 年度分損益勘定留保資金4億4,463万3,000円、減債積立金2,000万円及び建設改良積 立金7,701万3,000円で補填するものといたす。予算書353 Pから360 Pまでは、令和 3年度上水道事業会計予算実施計画だ。収益的収入及び支出、資本的収入及び支出 のそれぞれ款項目の令和3年度及び前年度の予定額、備考欄には目の説明を記載し ている。予算書361 Pから372 Pまでは、令和3年度上水道事業会計予算実施計画説 明書だ。実施計画の説明書により収支における主なものをご説明いたす。361P、 362 P を御覧ください。収益的収入及び支出において収入の主なものといたして1項 1目給水収益だが、過去の実績を見込み、9億3,777万2,000円を計上いたした。次 に、2目受託工事収益だが、880万円を計上いたしたが、これは消火栓に係る工事の 負担金だ。2項3目営業外収益、長期前受金戻入は1億2,738万1,000円を計上した。 これらは令和3年度収益化する工事補償金等の長期前受金だ。続いて、363P、364P を御覧ください。収益的収入及び支出において支出の主なものだが、1項1目原水 及び浄水費、これは原水の取り入れ及び原水のろ過滅菌する設備の維持管理などに 要する費用で1億4,746万2,000円計上した。昨年度と比較し527万4,000円の増額だ が、修繕費、材料費が増額となっており、修繕費は村上水源地非常用自家発電設備 エンジンコントロールボックスの取替え工事費の計上、材料費は村上水源地の電気 計装機械設備保守部品の購入を計上したことが主な原因だ。2目配水及び給水費、 これらは配水池、配水管、その他浄水の配水に係る設備並びに給水装置に附属する 揚水機その他の設備の維持及び作業に要する費用で、1億350万6,000円を計上した。 昨年度と比較し、2,000円の増額となっている。職員の給与費は減額となったが、修 繕費が増額となっている。なお、職員給料費減額の理由は、令和2年度は3人分を 計上したが、令和3年度は2人分を計上したことによる。また、修繕費は過去の実 績を見込み、配給水管等の修繕、修理費を増額したことによる。続いて、365 P、366 P を御覧ください。3目受託工事費、これは消火栓の新設、修繕費などに伴う受託工 事費で880万円を計上した。4目総係費、これは上下水道事業活動全般に関連する費 用で1億3,644万9,000円を計上いたした。昨年度と比較し925万7,000円の減額とな る。職員給料費が減額、委託料、賃借料が増額となっている。職員給料費の減額の 理由は、令和2年度、13人分計上したが、令和3年度は12人分のうち1名は育児休 業中の実質11人分計上したことによる。また、委託料は検針の業務委託料等の増額、

賃借料は水道料金システム機器ハンディーターミナルのリース等の増額が主な原因 だ。次に、367P、368Pを御覧ください。2項1目営業外費用、支払利息及び企業 債取扱諸費、これは企業債に係る利息で7,883万6,000円を計上し、昨年度と比較し 672万2,000円減額となっている。次に、369Pから372Pは資本的収入及び支出につ いて記載している。369 P、370 P、資本的収入及び支出において、収入の主なもの といたして1項1目企業債2億630万円、これは建設改良費に充てる地方債だが、昨 年度と比較し9,450万円増額となっており、企業債の対象事業が増えたことによる。 2項1目出資金だが、一般会計で負担すべき経費とされている基準内繰入金1,658万 6,000円計上いたした。また、3項1目工事補償金では1億円を計上した。これは県 などの事業に伴う水道施設の移設に要する費用請負費などに対する補償金だ。続い て、371P、372Pを御覧ください。資本的収入及び支出において、支出の主なもの だが、1項1目拡張事業費4,198万円を計上した。これは、村上地区第4次拡張事業 の山居山配水池廃止に伴う送水ポンプ設備改良工事実施設計施工管理業務委託及び 改良工事費が主なものだ。また、1項2目改良事業費4億3,440万1,000円を計上し た。昨年度と比較し1億6,176万円増額となっている。主な事業費といたしては、委 託料で国の高速道路整備に伴う朝日地区水道施設移設事業経費5,754万3,000円を、 神林地区においては滝矢川改修事業に伴う配水管移設工事実施のため詳細設計業務 委託費900万円を計上したほか、平成30年度から実施している水道台帳システム構築 事業委託経費2,818万8,000円を計上いたした。また、工事請負費においては、先ほ どご説明いたした国の高速道路整備に伴う朝日地区水道施設移設事業経費として大 須戸地内送水管移設工事費2,750万円を、村上地区においては緑町地内石綿管更新工 事経費として6,900万円や県の国道345号横断水路復旧工事事業に伴う瀬波地内送水 管移設工事経費7,540万円を、神林地区においては先ほどご説明いたした滝矢川改修 事業に伴う平林地内配水管移設工事経費2,100万円を、荒川地区においては県で実施 している東大通り線整備に伴う配水管移設工事経費1,430万円を計上いたした。2項 1目企業債償還金は、4億192万1,000円を計上した。これにより令和3年度末の企 業債残高は、386 P に記載の令和 3 年度村上市上水道事業予算予定貸借対照表の固定 負債の企業債と流動負債の企業債の合計額52億1,750万9,000円の見込みとなる。 373 P、374 Pについては、予算に関する説明の注記、375 Pはキャッシュ・フローの 計算書、令和3年度の現金の流れを活動区分別に表示している。令和3年度の資金 期末残高は、一番下の行に示したとおり5億4,957万8,000円を予定している。376Р から380Pは給与費明細書、381Pは債務負担行為に関する調書だ。382Pは予定損益 計算書、令和2年度における上水道事業経営成績を表示している。383Pから386P は、令和2年度及び令和3年度の予定貸借対照表だ。それぞれ年度末時点における 上水道事業が保有する資金、負債及び資本を表示している。以上、令和3年度村上 市上水道事業会計予算の概要説明を終わる。よろしくご審議お願いいたす。

(質 疑)

姫路 敏 上水道の地区ごとの恩恵を受けている世帯数というの、どこかに書いてあったかな。 上下水道課長 戸数ではなくて世帯数か。

姫路 敏 世帯。戸数だ、世帯というのは。どこにある。

上下水道課長 予算書には書いていない。

姫路 敏 書いていない。どのぐらいある。

上下水道課長 予定している給水戸数というのはあるけれども。

業務 室長 上水道の地区ごとの給水件数でよろしければ、令和元年度末なのだが、村上が1万 1,035件、荒川浄水が4,009件、神林浄水が3,194件、朝日浄水が2,545件、合わせて 2万783件だ。

姫路 敏 それで、366 P の検針業務委託料というところで2,137万8,000円とある。この検針のスタイルというのは個人との契約というところのことと、あと委託する企業というところと2種類たしかあるような気しているのだけれども、ちょっと聞かせてもらえるか。

上下水道課長 委員ご指摘のとおり、まず管工事組合に契約しているところもある。あと、それと 共立メンテナンスというところの会社に委託しているところと、あと例えば大栗田 とか、そういうところになるとちょっと区長さんにお願いして、個人にお願いして いるところ一部あるけれども、ほとんどがその2つにお願いしている。

姫路 敏 検針の日というのが大体決まっているのだよね。20日から25日ぐらいまでか。2か月に1回だよね、たしか。それでいいのかな。

業務 室長 検針については25日から月末までとなっていて、村上市内、毎月検針の場所と隔月 検針、奇数月と偶数月とある。

姫路 検針についていろいろな問題が起きないか。いわゆるあなた方はちょっと分からないかもしれないね、もしかして出している側だけれども。人間がやるので、風邪引いてできなくなったとか、あるいは受けている企業の場合はそういうのがあるのだ。ちょっと具合悪くて入院して、その日はできなくなったというと、そこの社員が出てくるのかどうするのかちょっと分からないけれども、そういったことで検針が行き渡らない、ちゃんとできなくなるというというのはあるか。

上下水道課長 基本的には管工事組合についても共立メンテナンスにしても、その方が当然風邪引いたとか、急に出られなくなった場合には代替の方を出していただくような形にはなっている。

姫路 敏 共立メンテナンス、管工事組合に1件幾らで出しているのか。

業務 室長 令和3年度の予定単価なのだが、法人については税込みで123円だ。1件。

姫路 敏 これ将来的に例えば区に、例えば集落に頼むというような考え方というのは考えた こともないか。

上下水道課長 先ほど言ったように大栗田とか、そういうちっちゃなところについてはちょっと共立メンテナンスさんだとか管工事組合とか行くのに時間もかかるということで、そういうところについてはお願いしているところもあるけれども、実際前にお願いして、ちょっと集落では無理だということが出ているのもあって、将来的には一番いい形としては、修理のこともあるので、管工事組合に委託していけるのが一番いいのかなというふうには考えているし、あと荒川の地区と今山北については管工事組合にお願いしているという形になっているので、村上も一部管工事業者にやっていただいているけれども、将来的にはそういうふうにやっていければいいなというふうに考えている。それで、管工事組合に委託できるようにということを、全部。

姫路 敏 これ集落で言って断られたとかという話というのは初めて聞くけれども、ただ一人、 二人の区長さんに聞いて、そんなのできるかななんて言って終わっている話なのか、 テーブルにものせたことないか、その話を。

上下水道課長 おっしゃるとおり小さな集落にお願いしたことあるけれども、全体として取組としてそういうふうなお願いはしたことはない。ただ、管工事組合には今協議を進めて

いるところではある。

姫路 敏 集落、これ2,137万8,000円がまずそういう管工事組合、共立メンテナンスに出てい るわけではないか、結論からいうと、その2万件ぐらいに対して。ということだと、 どういうことかというと、集落でもし受けるところあれば、集落で私なんか自分と ころのメーター取ってみれば、何ぼだと分かるわけだ、そこのうちの人が見れば。 集落にこのお金をやるというか、ある意味では集落はもうかるわけではないけれど も、その分の資金が出てくるということも考えたことないか。

上下水道課長

確かにそういう考え方もあるとは思うのだけれども、水道の場合は検針の中でただ メーターの検針をして数字を出してくるということだけではなくて、あとそこに漏 水がないかとか、それらのことを見ていただいている形になっている。それで、あ る程度の経験とか、そういう知識が必要となるところもあるので、できれば管工事 組合に修理のことも含めて一括で委託できればというふうに動いている。

姫路 敏 管工事組合、受けたくないような話というのを聞いたことないか。

上下水道課長 今のところ村上についてはちょっと単価の面で前に1回受けられないという形でお 断りされたことあるのだけれども、今年度の予算から人件費も含め、10円程度だけ れども、値上げさせていただいたものをここに上げさせていただいているし、来年 からも人件費も含めて上げさせていただくことと、あと検針だけでなくて、検満も 今管工事のほうにお願いしているのだけれども、検満の費用も含めて底上げしてい くということで協議をさせていただいている。

姫路	敏
上下水	道課長

管工事組合が断るから、共立メンテナンスが出てきたのだ。この事実分かるか。 その辺も分かって単価等の改正をして、今のところまた協議をし直しているという ことだ。

姫路 敏 できるところであれば、集落町内にもちょっとできるようなところあれば、そうい うところで回したほうがそこの町内、集落のお金になるから非常にありがたいとい うことになるけれども、これからは本当にそういう時代にもなるのではないかなと 思う。だから、こういった考え方で管工事組合が全部すればいいのだ、だからやっ てくれというだけのことではなくて、そういういろいろな部分で考えてやることが 行政の改革だし、またそういうところで受ける側も、よし、やってみようというと ころがあるのであれば、試験的にその町内やってみるとか、全部一気に変えろとは 言わないけれども、結構私の知っている人いっぱいいる、水道検針というのは。 共立あるいは管工事、分か らないけれども、お願いされて回っているわけだから、その人たちの、ではアルバイト代がなくなってしまうと言われればそれまでなのだけれども、そういうことも考えてちょっと取り組んでもらいたいなと、こういうふうに思うけれども、いかがだろうか。

上下水道課長 先ほどちょっと名前出していただいた大栗田とか山熊田だとか、そういう距離的要 因があるような集落もあるし、それらも含めて検討していきたいと思う。

管井 晋一 昨日だったかおとといだったかの新聞に妙高市が上下水道の管理運営を民間に委託 するような、そういう記事が出ていたのだけれども、村上市はそういうことは検討 したりしたことはないか。

上下水道課長 今のところは市でやっていくという方向性だ。

菅井 晋一 分かった。私も水道に2回ほど勤務したことあって、なかなか専門的な仕事だなと つくづく思ったので、将来的にはやっぱり専門のそういう民間に委託したほうがい いのではないかなというふうに思うので、今後ご検討お願いする。

上下水道課長 包括的な委託も含めて検討していきたいと思うので、よろしくお願いする。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第12号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第13号 令和3年度村上市簡易水道事業会計予算を議題とし、担当課長(上下水道課長 山田知行君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第13号 令和3年度村上市簡易水道事業会計予算について概要を説明 いたす。予算書387 Pから389 Pは、上水道事業会計と同様に地方公営企業法施行令 第17条の規定により、第1条総則から第8条議会の議決を経なければ流用すること のできない経費を記載しているが、企業活動の基本目的である企業予定量として 387 P の第2条のとおり令和3年度は給水戸数3,896戸、年間総給水量93万105立方メ ートル、1日平均給水量2,548立方メートルとしている。なお、388P、第4条のと おり資本的収支における資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億 1,485万6,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額403万3,000円及び当年度分 損益勘定留保資金1億1,082万3,000円で補填するものといたす。予算書390Pから 397 P までは、令和3年度簡易水道事業会計予算実施計画だ。こちらも上水道事業会 計と同様に収益的収入及び支出、資本的収入及び支出のそれぞれ款項目の令和3年 度及び前年度の予定額は、備考欄には目の説明を記載している。予算書398 Pから 407 P までは、令和3年度簡易水道事業会計予算実施計画説明書だ。簡易水道事業会 計も実施計画説明書により支出における主なものをご説明させていただく。398P、 399Pを御覧ください。収益的収入及び支出において収入の主なものとして、1項 1目給水収益だが、過去の実績を見込み、1億5,010万円を計上した。次に、1項2目 受託工事収益だが、1,080万円を計上したが、これは消火栓に係る工事の負担金だ。 2項1目営業外収益、他会計補助金だが、一般会計の繰入金1億3,643万2,000円を 計上いたした。続いて400P、401Pを御覧ください。収益的収入及び支出において、 支出の主なものだが、1項1目原水及び浄水費、これは上水道事業と同様に原水の 取り入れ及び原水のろ過滅菌をする設備の維持管理などに要する費用で、6,951万円 を計上した。昨年度と比較し、702万6,000円の増額となっているが、府屋浄水場テ

レメーター装置監視システム、修繕費798万6,000円を計上したこと等による。1項 2目配水及び給水費、これも上水道事業と同様に配水池、配水管その他の浄水地の 配水に係る設備並びに給水装置に附属する揚水機その他の設備の維持及び作業に要 する費用で、4,452万3,000円を計上した。昨年度と比較し1,532万6,000円増額とな っており、過去の実績を見込み、配水管の漏水修繕費を増額したことが主な原因に なる。1項3目受託工事費、消火栓の新設、修繕工事などに伴う受託工事費で1,080万 円を計上した。1項4目総係費、簡易水道事業活動全般に関連する費用で3,273万 7,000円を計上した。昨年度と比較し842万6,000円増額となっており、職員給料の増 額が主な原因だ。職員給与費の内訳としては、令和2年度当初予算で3人分計上し たが、令和3年度は4人分を計上したことによる。次のページ、402P、403Pを御 覧ください。2項1目営業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費、これは企業債に 係る利息で2,600万円を計上した。昨年度と比較し350万円の減額となっている。次 に、404Pから407Pは資本的収入及び支出について記載しており、404P、405Pを 御覧ください。資本的収入及び支出において、収入の主なものとして1項1目企業 債3,230万円、これは建設改良等に充てる地方債だが、昨年度と比較し、2,300万円 減額となっており、企業債対象事業が減ったことによる。2項1目出資金だが、一 般会計からの繰入金1億2,486万4,000円を計上した。3項1目工事補償金3,716万円、 これは国や県などの事業に伴う水道施設の移設に要する工事請負費などに対する補 償金だ。続いて、次のページ、406P、407Pを御覧ください。資本的収入及び支出 において支出の主なものだが、1項1目改良事業費に8,679万1,000円を計上した。 主な事業といたしては委託料で、北中、大毎、大沢地区簡易水道において国の高速 道路整備に伴う大沢向けの送水管の移設工事実施のため詳細設計業務委託費800万 円を計上いたした。また、工事請負費では先ほどご説明いたした北中、大毎、大沢 地区簡易水道の高速道路整備に伴う大沢向けの送水管仮設工事費用2,530万円を、千 縄、茎太地区簡易水道では老朽管更新事業として送配水管改良工事経費1,300万円を 計上いたした。2項1目企業債償還金は、2億2,232万6,000円を計上した。これに より令和3年度末の企業債残高は、402円の令和3年度村上市簡易水道事業予算予定 貸借対照表の固定負債の企業債と流動負債の企業債の合計額16億9,248万9,000円の 見込みとなる。次のページ、408 P、409 P は予算に関する説明の注記、410 P はキャ ッシュ・フロー計算書、令和3年度の現金の流れを活動区分別に表示している。令 和3年度の資金期末残高は、一番下の行に示した4,089万3,000円を予定している。 411 Pから415 Pは給与費明細書、416 Pは予定損益計算書、令和2年度における簡易 水道事業経費成績を表示している。417 Pから420 Pは、令和2年度及び令和3年度 の予定貸借対照表で、それぞれ年度末時点における簡易水道事業が保有する資金、 負債及び資本を表示している。以上、令和3年度村上市簡易水道事業会計予算の概 要説明を終わる。よろしくご審議お願いいたす。

(質 疑)

姫路 敏 この簡易水道と普通の上水道、普通の上水道って上水道と簡易水道と、これは下水 道みたいに2つ一緒にできないのか、会計上。ちょっとその辺どんなものなのだか 聞いてみようかと。

上下水道課長 上水に取り入れれば、確かに簡易水道も上水になれるけれども、簡易水道について は一般会計からの繰入れがないと運営できない状況なので、簡水と上水今分けてい る状況になっている。

姫路 敏 それ繰入れがないとできないから分けているということで、一緒にできるということは、別に特別会計として2つ一緒にするということはできないのか。

経営企画室副参事(長谷部) 経営企画室の長谷部だ。ソフト統合といって、会計も下水と同じよ うに一本化することは可能だ。

姫路 敏 一つ一つ見ていったほうが丁寧によく分かるけれども、そういうことか。まずできないことはないけれども、今課長言うようにそういった部類があるので、歳入の部分からいうと分けているのだよと、こういうことでよろしいね。分かった。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第13号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

姫路 敏 私のほうで議第12号の令和3年度村上市上水道事業会計予算のところで質疑したけれども、その質疑全部取り消したいのだけれども、お願いする。

川崎委員長 どういうことか。

姫路 敏 検針について事業者がどうだだの個人がどうだだのというのはあまりふさわしくな いと今判断して、それ全部取り消すが、お願いいたす。

川崎委員長 時間の無駄だったな、そうすると。

姫路 敏 いやいや、時間の無駄ではない。取り消すと言って。

川崎委員長 それ勝手に取り消していいのか。

(「暫時休憩だ」と呼ぶ者あり)

委員長 (川崎健二君) 休憩を宣する。

(午前11時49分)

委員長 (川崎健二君) 再開を宣する。

(午後 1時02分)

川崎委員長 先ほど姫路委員から議第12号 令和3年度村上市上水道事業会計予算に対する質疑の取消しがあったが、委員長において発言の削除の必要な部分について対処いたすので、ご了承願う。いいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川崎委員長ありがとうございました。

日程第7 議第14号 令和3年度村上市下水道事業会計予算を議題とし、担当課長(上下水道課長 山田知行君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第14号 令和3年度村上市下水道事業会計予算について概要を説明いたす。予算書421 Pから423 Pは、上水道事業会計及び簡易水道事業会計と同様に地方公営企業法施行令第17条の規定により第1条総則から第10条たな卸資産購入限度額を記載しているが、企業活動の基本目標である業務予定量として、421 Pの第2条のとおり令和3年度は接続戸数1万7,574戸、年間有収水量540万123立方メートル、1日平均有収水量1万4,794立方メートルとしている。なお、422 P、第4条

のとおり、資本的収支においては資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 14億1,651万4,000円は当年度分消費税等資本的収支調整額4,447万6,000円及び当 年度分損益勘定留保資金13億7,203万8,000円で補填するものといたす。予算書 424 P から431 P までは、令和3 年度下水道事業会計予算実施計画だ。こちらも上水 道事業会計及び簡易水道事業会計と同様に収益的収入及び支出、資本的収入及び支 出のそれぞれ款項目の令和3年度及び前年度の予定額、備考欄には目の説明を記載 している。予算書432Pから449Pまでは、令和3年度下水道事業会計予算実施計画 説明書だ。下水道事業会計についても、実施計画説明書により収支における主なも のをご説明させていただく。432 P、433 Pを御覧ください。収益的収入及び支出に おいて、収入の主なものといたして1項1目下水道使用料だが、過去の実績を見込 み、8億6,472万9,000円を計上いたした。次に、1項2目負担金985万3,000円は、 雨水処理で要する経費の一般会計負担金額だ。2項営業外収益、1目補助金の県補 助金は、農業集落排水整備事業起債償還補助金2,480万8,000円を計上いたした。同 じく2項1目、他会計補助金だが、一般会計から負担をしていただく分流式下水道 等に要する経費等として20億8,902万円を計上した。続いて、436P、437Pを御覧 ください。収益的収入及び支出において支出の主なものだが、1項1目管渠費、こ れはマンホールポンプ管渠取付管、公共ますの維持管理などに要する費用で1億 6,420万3,000円を計上した。施設維持保全業務委託、マンホールポンプの修繕費、 電気料が主な費用である。昨年度と比較して823万3,000円の増額となっているが、 これは長期継続契約である施設維持管理業務において3年ごとの更新の時期を迎 えることや、工事請負費を修繕費へ一本化したことによる増額が主な要因となって いる。2目ポンプ場費、これは瀬波第1中継ポンプ場のほか雨水ポンプ場を含むポ ンプ場施設の維持管理に要する費用で、3,644万3,000円を計上した。施設維持保全 業務委託料、ポンプ場の電気料が主な費用だ。昨年度と比較し、1,189万2,000円の 増額となっているが、これは長期継続契約である施設維持管理委託が契約更新とな ったことにより委託料の増額や岩船中継ポンプ場の硫化水素抑制剤の薬品費の増 額が主な原因になる。続いて、438 P、439 Pを御覧ください。3目処理場費、これ は公共、特環浄化センター、山北管理センター、集排処理場の維持管理に要する費 用で8億4,546万5,000円を計上した。施設の維持保全業務委託料、汚泥等収集運搬 ・処分業務委託料、修繕費、処理場の電気料が主な費用だ。昨年度と比較して7,071万 4,000円の増額となっているが、先ほどの管渠ポンプ場費と同様に処理場維持管理 委託契約の更新による人件費の増のほか汚泥運搬処分先に変更等に伴う委託料の 増嵩が主な原因となっている。処理場における動力費については、高圧電力の契約 変更による電気料等が減額となっている。4目業務費、これは業務に要する費用で 2,751万円を計上した。上水道事業に委託している収納事務等の負担金が主な費用 だ。昨年度と比較して418万5,000円の減額となっているが、これは会計年度任用職 員に係る報酬減のほか賃借料及び工事請負費における予算を組み替えたことが主 な原因になる。5目総係費、これは下水道事業活動全般に関連する費用で9,110万 8,000円を計上した。昨年度と比較し、160万7,000円の増額となっており、昨年度 とほぼ同様の予算計上となるが、電子入札システムの手数料や公用車リース料の予 算の組替えのほか貸倒引当金繰入額の計上が主な増額原因となる。次に、442P、 443Pを御覧ください。2項1目営業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費、これ は企業債及び一時金にかかる利息で4億4,680万円を計上した。昨年度と比較し、

5,312万5,000円減額となっている。次に、444Pから449Pは資本的収入及び支出に ついて記載している。444 P、445 Pを御覧ください。資本的収入及び支出において、 収入の主なものとしては1項1目企業債15億9,420万円を計上しており、事業債、 資本費平準化債、借換債が主な企業債だ。昨年度と比較して3億3,720万円減額と なっているが、事業債の減額が主な原因だ。2項補助金は、3億4,180万円を計上 した。これは公共下水道の整備や汚水処理施設の改築更新に対する社会資本整備総 合交付金や農業集落排水施設の改築更新に対して交付される県補助金だ。6項1目 出資金だが、一般会計からの繰入金10億3,223万6,000円を計上いたした。続いて、 次のページ、446P、447Pを御覧ください。資本的収入及び支出において支出の主 なものだが、1項1目建設事業費8億8,713万7,000円を計上した。主な費用といた しては職員給料、委託料、修繕料、工事請負費等を計上しており、昨年度と比較し 5億8,013万3,000円減額となっている。職員給料費、委託料、工事請負費が減額と なったことが要因だ。なお、職員給料費の減額の理由は令和2年度9人分を計上し たが、令和3年度は7人分を計上したことによる。主な事業といたしては、委託料 では老朽化が進む村上浄化センターの改築更新経費として3億6,130万円を計上し たほか、農業集落排水施設の改築更新経費として1,650万円を計上いたした。また、 工事請負費では村上地区国道7号沿線の汚水管整備事業経費として8,314万円、荒 川地区雨水管線整備事業経費といたして4,400万円、農業集落排水施設の改築更新 経費といたして2億910万円を計上いたした。また、2項1目企業債償還金では35億 476万5,000円を計上した。これにより令和3年度末の企業債残高は465Pの令和 3年度村上市下水道事業予算予定貸借対照表の固定負債の企業債と流動負債の企 業債の合計額316億2,286万8,000円の見込みとなる。次に、450Pから452Pは予算 に対する説明の注記、453 P はキャッシュ・フロー計算書、令和3年度の現金の流 れを活動区分別に表示している。令和3年度の資金期末残高は、一番下の行に示し たとおり2億7,053万4,000円を予定している。454Pから459Pは給与費明細書、 460 P は債務負担行為に関する調書だ。461 P は予定損益計算書、令和2年度におけ る下水道事業経費成績を表示している。462 Pから465 Pは、令和2年度及び令和 3年度の予定貸借対照表で、それぞれ年度末時点における下水道事業が保有する資 産、負債及び資本を表示している。以上で令和3年度村上市下水道事業会計予算の 概要説明を終わる。よろしくご審議お願いいたす。

(質 疑)

姫路 敏 瀬波の浄化センターというのは村上浄化センターというのだかな、その浄化センターで排水している水というか、処理終わって排出しているよね、海岸に。あれどの ぐらいの量か。

上下水道課長 それは量の話だろうか。

姫路 敏 量。

工事管理室長 村上浄化センターから放流されている排水量については、1日、すみません、ちょっと細かい数字があれだけれども、約5,000立方メートルとなっている。

姫路 敏 それは年間か。

工事管理室長 年間に直すと約180トンになる。

姫路 敏 180トン。

工事管理室長 大変失礼した。180万トンだ。

姫路 敏 放流時の温度は何度か。平均温度、処理終わったときの。

工事管理室長 約15度から17度となっている。

姫路 敏

分かった。前も、随分前だけれども、4年ぐらい前か、私のほうで海に放流してい るそのお湯を国は、国の方針でいうと有効に利用するという方向性をいわゆる後押 ししている。その中で放流するのだから、では飲めるのかというと、そこまではま だ至っていないので、なかなか難しいところあるのだけれども、消雪パイプに使う ということに関して後押ししているのだ。それ一度ちょっと下水道のほうで何ある かというと、例えばあそこの部分というのは瀬波1号線あるね。瀬波1号線に対し ての消雪パイプというのは、ちょうど私のうちの、あの下がった松波町というとこ ろで止まっているの。あれ何で松波町の端まで行かなかったのかなと思っているの だが、だから結局これは市長も、今の市長だよ、当時まだなったばかりのときだけ れども、有意義な考え方だと言っているのだけれども、その処理の水を捨てている のであれば、それを温度も高いし、温泉のあれも入っているから、それを消雪パイ プとして利用するとかいう方向性を提案したことあるのだけれども、それ以後全然 やっていないよね、そういった取組というのを。1回あれ捨てる前にもう一回浄化 させるということは条件になってくると思う。それについて、今後どういうふうに この取組を予算立てしてやろうという方向性はないか。それは当然後で出てくる建 設課のほうにも出てくるのだろうけれども、どうか。

副市長

私のほうからお答えさせていただく。たしか以前そういったご提案をいただいたというのは私も記憶にある。その後たしか当時湯沢町だったと思うけれども、職員を派遣して、その状況を視察をしてきた。ただ、やっぱり湯沢町さんも取り組んではいるものの、いろいろ課題もあるというふうなことも伺っていて、その後本市においてそれが取り組めるのかどうなのかについてはまだまだ研究の余地があるというような形であって、今のところそれから先の話は進んでいないという状況である。

上下水道課長

その湯沢の後も実は実際に処理水を利用して消雪しているところもちょっと研修というか行ってきた、私どもも。ただ、そこについては200メートルぐらいの間の短いところをろ過施設もきちんと造ってやっておられて、初期投資の話も聞いてきたのだけれども、結構費用がかかるものと、あとどういうところに使っているかというと、普通の車道の除雪が入れないところ、要するにアンダーボックスの下とか、そういうところにやっぱり利用していて、除雪が行き届かないようなところにそういうことを、ロードヒーティングの代わりに使っているというか、そういうような感じで使っているというのもあったので、ただそこのろ過施設とかがもう需要がないのか分からないだけれども、メーカーも撤退したりとか、そんな状況もあるので、新技術も含めて今後もうちょっと研究させていただきたいと思うので、よろしくお願いする。

姫路 敏

やっぱり地下水今掘られないというか、いろいろある。海水が混じり込むおそれもあるし、そういうことがあって、同時に例えば今瀬波の町なかであれば細かいところもいっぱいあるのだ。小さなところ。もし試験的に、近間だし、処理場のあの1号線から持ってきて、そういうところ、瀬波新田町もない、あそこ消雪パイプが。欲しいのだけれども、掘られないということで、もうどうにもならない。物理的な部分というよりも、そういうときのことで、その処理水を再利用して、もしそれが可能だったら画期的なことにつながるので、いろんな意味で。ぜひ今度予算立てするときにそういう方向性も出していただいて、湯沢のほうを見てきて、ああそれはい

いね、いや200メートルか、いやいや、ほええなんていって帰ってきて、どうだろうねとあと進まないのでは困るので、やっぱりちょっと真剣に取組をしてもらいたいなと、こういうふうに思うが、そういう部署を設けないとなかなか今やっていることで手いっぱいなのではあれだろうし、どうだろうか、その辺。

上下水道課長 湯沢の話先ほどされたけれども、湯沢以外のところも今見てきているので、新技術のさっきの話させてもらったけれども、それも含めて、あと距離的要因でどれだけ今の15度から17度の温水がどこまで引っ張ればどれだけの温度になるかというのもあるし、正式に委託等で考え、みていかないと分からないという形になるので、もう少しちょっと研究させていただきたいと思うので、よろしくお願いする。

姫路 敏 課長は来年退職なさるから、ぜひ課長の退職の前に。取りあえずもう一回何とか組み立てていってもらいたいなと思う、再利用で。画期的だと思う。国も恐らく言えばそれなりのお金は準備すると思うので、ぜひお願いする。以上だ。

尾形 修平 439 P の処理場費、これ以前から私も指摘させていただいていたのだけれども、処理場の電気料、先ほど課長の説明で新電力に多分切り替えたのだと思うけれども、それによってどれだけ浮いたのかと、この下水道の所管の中で今回新電力に切り替えた割合、全部多分切り替えたわけでは、私はないと思うのだけれども、その辺ちょっと教えてもらえるか。

上下水道課長 新電力に切り替えた部分は、高圧の部分である。そして、低圧の部分はまだ切り替えが終わっていないので、そちらについては随時という形で今考えているし、影響額についてはちょっとお答えをさせていただく。

経営企画室副参事(林) 経営企画室の林だ。電気料の比較についてだけれども、高圧電力に切り替えた施設については全部で15施設ある。10月からの電力の契約に開始に伴ったので、1年分での比較というのはまだ難しい状況にあるけれども、1か月平均で全体で150万円から200万円の金額の差が出ている。なので、全体で1,000万円ぐらいの金額として3年度の当初予算については減額をして計上している。

尾形 修平 これ前から本当に指摘していた部分で、こうやってやっぱり切り替えることによってこれだけの金額が浮いてくるので、市の施設、かなり今進んでいるというのはほかの委員会の審査でも出てきているけれども、早急に下水道課所管分に関しても高圧ばかりではなくて、低圧もしてもらいたいと思うし、言ってみてソーラーの施設の貸出し、ソーラーパネルの貸出しも進んでいるけれども、市として今後どういうふうな方向性でいこうと思っているのか、副市長もしあれであれば答弁お願いする。

副 市 長 今ほど説明申し上げたように、新電力の活用ということで一定の効果があるという ことである。他の施設、他の部署においても今委員がご指摘くださったようにより 効果的な電気の使用に向けて、自然再生エネルギーの活用も含めて今後検討しなが ら、随時導入していきたいというふうに考えている。

姫路 敏 今新電力の件でいえば、電灯とかはLEDに切り替えているか。

上下水道課長 改築更新とかの際に全てLEDに替えていっている。

姫路 敏 現状のところはどうか。

上下水道課長 パーセンテージという話だろうか。

姫路 敏 現状のところにはLEDに替えているか。

上下水道課長 工事とか修繕等に際しては替えていっている。あと、切れた、例えばそこのところ のまず電灯が不具合があったときに対しては、それをLEDに替えていくという更 新工事はしている。

姫路 敏 LEDに替えるということは、安定器取って修理しなければならないのだけれども、 それはご理解しているよね。

上下水道課長 当然安定器も含めて改修している。

姫路 敏 電気代が浮いた分で、全部そっちをまず取り替えたほうがいいよ。浮いた分で。物 すごくまた電灯の数どのぐらいあるか、相当数あると、ここだって相当数あるよ。 これ替えているのか分からないけれども、そうやって考えてみると、それでまた節

約できるから、一時的に費用発生するけれども、それもお願いする。

管井 晋一 439 P の委託料なのだけれども、先ほど汚泥の処理のやり方を変えたというか、どのように変わったのか教えてください。

上下水道課長 実は地元の運搬している、処分している先が1社ちょっと受入れができない状態になって、というのはほかの木材とか、そういうののストックヤードがいっぱいになって、保健所から指摘を受けたということであって、そこにちょっと入れなくなったというところがあった。その関係でほかに処分場を求めたことによって、少し変わったということである。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第14号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

〇以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長 (川崎健二君) 閉会を宣する。

(午後 1時33分)